

特別定額給付金（1人10万円）を給付します

特別定額給付金の申請書を5月下旬から順次発送します。

対象 基準日（4月27日）現在、市の住民基本台帳に記録されている方

給付額 1人につき10万円（世帯主にまとめて給付）

郵送申請の場合

5月下旬から

市から申請書を
順次発送



8月末まで

申請書と振込口座の
確認書類、本人確認
書類の写しを返送



申請から2週間～
1カ月程度

指定口座に振り
込み



オンライン申請 の場合

世帯主のマイナンバー
カードと読取対応のス
マートフォンなどを利
用して申請します。

マイナポータル

市特別定額給付金 コールセンター ☎245-5854

平日9:00～17:00

耳や言葉の不自由な方

t-kyufukin@city.chiba.lg.jp

*6月3日から
☎306-2277

毎日8:30～17:30

耳や言葉の不自由な方

t-kyufukin@city.chiba.lg.jp

6月中旬に保険料通知書を郵送

国民健康保険料

納付義務者

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。

世帯主本人が国民健康保険の加入者ではない場合も、世帯内に加入者がいるときは、世帯主宛てに通知書を送付します。

支払方法と回数

方法 口座振替または納付書での支払い、年金からの天引き
支払方法は、通知書に記載しています。

回数 口座振替または納付書で支払いの方＝6月から翌年3
月までの年10回払い（毎月末日が納期限）
年金からの天引きの方＝年6回（年金受給日）

口座振替・納付書での支払い

口座振替の方は、納期限の日に指定の口座から引き落とされま
す。納付書の方は、通知書と併せて郵送する納付書でお支払いく
ださい。支払場所は納付書の裏面をご確認ください。コンビニエ
ンスストアを利用する場合は、領収証書とレシートを必ず受け取
り、大切に保管してください。

便利な口座振替をご利用ください

保険料の支払いは、原則として口座振替です。一度手続きす
れば翌年度以降も自動的に振替となりますので、ぜひご利用く
ださい。

申込方法

- ホームページの申込フォームから
- 通知書に同封の口座振替依頼書を郵送
- 区役所市民総合窓口課または市民センター
で直接（キャッシュカードを持参してくだ
さい）



支払方法や保険料など詳しくは、[千葉市 国民健康保険](#)

納期限内の納付が難しい…そんなときは

失業や営業不振など、何かの事情で保険料を納期限内に納付
することが困難になってしまったとき、滞納している保険料を
一括して納付することが困難になってしまったときは、必ず健
康保険課まで連絡してください。

[健康保険課](#) ☎245-5164 [健康保険課](#) ☎245-5544

新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方や感染した方へ

保険料の減免や手当金が支給されることがあります。詳しく
は、[千葉市 国保 コロナ感染](#)

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2131 花見川 ☎275-6255 稲毛 ☎284-6119 若葉 ☎233-8131 緑 ☎292-8119 美浜 ☎270-3131
健康保険課 ☎245-5144 [健康保険課](#) ☎245-5544

国民健康保険料の改定と計算方法

国民健康保険は保険料と公費で賄われています。保険料率を被保険者
数や給付費の見込みなどから算出し、【下表】のとおり改定しました。保
険料は医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計金額です（それぞれ
上限あり＝賦課限度額）。

区 分	国民健康保険料（年額）		
	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
対象となる被保険者	すべての方		40～64歳の方
所得割額 （被保険者ごと）	（所得-33万円） ×6.59% [6.82%]	（所得-33万円） ×2.61% [2.44%]	（所得-33万円） ×2.11% [1.99%]
被保険者均等割額 （1人あたり）	19,200円 [19,560円]	7,320円 [6,960円]	9,720円 [9,000円]
世帯別平等割額 （1世帯あたり）	23,760円 [25,320円]	9,000円 [8,880円]	7,440円 [6,840円]
賦課限度額	63万円 [61万円]	19万円	17万円 [16万円]

[]内は、改定前の保険料率・金額

保険料軽減対象範囲の拡大と減額割合の変更

前年中の所得が基準額以下の世帯は、その所得に応じて被保険者均等
割額、世帯別平等割額を減額しており、5割・2割の減額については対象
範囲を拡大します。

世帯の総所得金額（基準額）		減額割合
33万円以下		7割
33万円+28.5万円×被保険者数以下 [33万円+28万円×被保険者数以下]		5割
被 保 険 者 数	1人	122万円未満
	2人	173万円未満
	3人	212万円未満
	4人	244万円未満
5人以上	33万円+52万円×被保険者数以下 [33万円+51万円×被保険者数以下]	2割
200万円未満		0.5割* [0.8割]

[]内は、変更前の金額・割合

*減額割合を段階的に引き下げ、経過措置は2021年度に終了します。

減額の適用を受けるためには、19歳以上の世帯員全員が、所得の申告（所得が無
い方を含む）をしている必要があります。